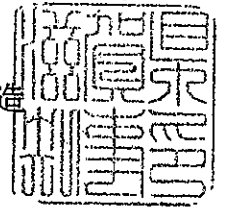




滋 森 政 第 330 号
令和 8 年(2026 年)6 月 4 日

滋賀県森林審議会
会長 長谷川 尚史 様

滋賀県知事 三日月 大造



公社林の公的管理のあり方について（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を聴きたいので、別紙のとおり諮問します。

(別紙)

一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）は、日本の戦後復興期の拡大造林政策の推進を図るため昭和 40 年に設立され、分収造林事業によって県内に約 2 万ヘクタールの人工林（以下「公社林」という。）を造成してきました。また、平成 27 年に公社林が伐期を迎えてからは、毎年度約 1 万 m³の木材生産を行うなど、滋賀県の森林政策および林業政策に多大な貢献をされてきました。

しかし、昭和 55 年以降の長期的な木材価格の低迷や伐採コストの上昇等による事業の採算性の悪化など事業に大きな課題を有していたところ、滋賀県が受検した包括外部監査の結果や、航空レーザ計測による森林解析結果に端を発し、滋賀県では、令和 6 年度から、公社が行う分収造林事業のあり方検討を行うこととなりました。

検討の結果、公社が行う分収造林事業は中長期的に収束させ、残る公社林については、県の責任で公的管理を行う方針となりました。

一方で、県内の森林に目を向ければ、ニホンジカの食害等による植生被害の増加や頻発する気象災害による流木・土砂流出被害の発生等の問題、森林所有者の高齢化により管理が適切に行われない森林の増加等の問題が顕在化し、水源涵養機能をはじめとする森林の公益的機能の喪失が懸念されています。

公社林は、県内森林面積の約 1 割を占め、多くの公益的機能を発揮しており、県の森林政策上、重要な水源林に位置付けられます。公社林をはじめとする琵琶湖の水源林を健全な形で未来に引き継いでいくため、また、公社問題の解決を契機として、分収造林事業から新たな時代や社会にふさわしい森林政策へ転換するため、公的管理に取り組む必要が生じています。

以上を踏まえ、今後、滋賀県が公社林を公的管理するにあたり、どのような枠組みや手法、体制が望ましいのか、専門的な審議をしていただきたく諮問します。